

公立大学法人東北公益文科大学役員規程

令和 8 年 4 月 1 日規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）、公立大学法人東北公益文科大学定款及び公立大学法人東北公益文科大学の組織及び運営に関する規則（令和 8 年規則第 1 号）に定めのあるもののほか、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の役員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第 2 条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務を遂行しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(倫理)

第 3 条 役員の倫理については、公立大学法人東北公益文科大学職員倫理規程（令和 8 年規程第 35 号）の規定によるものとする。

(報酬等)

第 4 条 役員に対する報酬及び退職手当については、公立大学法人東北公益文科大学役員報酬等規程（令和 8 年規程第 28 号）で定める。

(出張及び旅費)

第 5 条 理事長は、職務上必要がある場合は、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人東北公益文科大学職員旅費規程（令和 8 年規程第 42 号）に準じ旅費を支給する。

(兼業)

第 6 条 役員(非常勤の者を除く。)は、法第 55 条の規定に基づき、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利企業に従事してはならない。

2 前項の規定による理事長の承認に係る手続等については、公立大学法人東北公益文科大学職員兼業規程(令和 8 年規程第 33 号)に準じて取り扱うものとする。

(福利厚生)

第 7 条 常勤の役員については、法律の定めるところにより社会保険制度に加入する。

(災害補償)

第 8 条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 非常勤の役員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、別に定める。

(副理事長及び理事の懲戒)

第 9 条 理事長は、副理事長及び理事がこの規程に違反したとき、又は役員としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該副理事長及び理事に対し懲戒の処分をすることができる。

(理事の解任)

第 10 条 理事長は、法第 17 条第 2 項又は第 3 項の規定により理事を解任するときは、当該理事に弁明の機会を付与しなければならない。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。